

平成 2 9 年度

府中市都市計画審議会議事録

平成 2 9 年 5 月 1 2 日開催

府中市都市計画審議会

議事日程

平成29年5月12日(金)午後3時00分

北庁舎3階第1・2会議室

日程第1 第1号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更

日程第2 報告 (1)府中市都市計画道路の進ちょく状況について

(2)府中市都市計画公園・緑地の進ちょく状況について

日程第3 その他

午後 3 時 0 0 分 開会

【計画課長】 それでは定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたく存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部長の深美よりご挨拶を申し上げます。

【都市整備部長】 改めまして、皆様、こんにちは。

ただいま紹介のありました都市整備部長の深美でございます。本日は大変お忙しい中、審議会にご出席を賜りましてありがとうございます。4月の人事異動で若干の担当の異動もございますが、引き続き皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

そして、本日の案件でございますが、審議事項が1件、報告事項が2件でございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【計画課長】 ご審議いただく前に、東京消防庁の人事異動に伴いまして、前府中消防署長に代わり、府中消防署長が4月26日付で都市計画審議会委員に委嘱されておりますので、ご報告いたします。

それでは 会長、よろしく願いいたします。

【議長】 皆さん、こんにちは。5月のゴールデンウィークも過ぎまして、地元の例大祭も無事に天候もいい中、盛会に行われましたこと、おめでとうございます。

これから始めていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

【計画課長】 それでは事務局の紹介をさせていただきます。

【都市整備部長】 改めまして、都市整備部長の深美でございます。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

【土木課長】 皆様、こんにちは。都市整備部次長兼土木課長の塚田と申します。どうぞよろしくお願ひします。

【土木課長補佐】 土木課長補佐の塩澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【管理課長】 管理課長の松村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【管理課長補佐】 管理課長補佐の小林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【下水道課長】 下水道課長の山田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【下水道課長補佐】 下水道課長補佐兼工務係長の伊藤と申します。よろしくお願ひします。

【公園緑地課長】 公園緑地課長の角倉と申します。よろしくお願ひします。

【公園緑地課長補佐】 公園緑地課長補佐の後藤と申します。よろしくお願ひします。

【建築指導課長】 建築指導課長の高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

【地区整備課長】 地区整備課長の轟と申します。よろしくお願ひいたします。

【資産税課長】 資産税課長の月岡と申します。よろしくお願ひいたします。

【農業委員会事務局長】 農業委員会事務局長の小柴でございます。よろしくお願いいいたします。

【財産活用課長】 財産活用課長の新藤でございます。よろしくお願いいいたします。

【公有地担当副主幹】 公有地担当副主幹の三浦と申します。よろしくお願いいいたします。

【計画課拠点整備担当副主幹】 計画課拠点整備担当副主幹の酒井と申します。よろしくお願いいいたします。

【計画課長補佐】 計画課長補佐の町井です。よろしくお願いいいたします。

【計画課長】 最後になりましたが、都市整備部まちづくり担当副参事兼計画課長の楠本でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

以上の職員が事務局として対応させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、 会長、よろしくお願いいいたします。

【議長】 それでは、これから会議に入っていきたいと存じます。

会議を開催するにあたりまして、本日の委員の皆様方の出欠状況でございますが、 委員が欠席との連絡をいただいております。また、本日、先ほどご紹介いただきました、 委員の代理で 副署長がご出席いただいております。また、 委員の代理として 交通課長にご出席をいただいております。よろしくお願いいいたします。

本日の会議開催の可否でございますが、定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

次に、本日の会議の議事録の署名人について決めたいと思います。

府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、「議事録には議長及び議長が指名する委員が署名するものとする」と規定されておりますので、議事録署名人については私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議なしということで、それでは、本日の議事録への署名人2名を指名いたしたいと思います。

議席番号4番、委員、よろしく申し上げます。もう1名は議席番号6番、委員、よろしく申し上げます。

また、本日の傍聴人はなしという報告であります。

では、これから始めていきたいと思います。

日程第1、第1号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更」を議題といたします。

それでは議案の説明をお願いします。

【公園緑地課長補佐】 それでは、ただいま議題となりました第1号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更」につきましてご説明いたします。

本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。なお、本件は府中市が決定する都市計画でございます。それでは第1号議案、資料の1ページをお開きください。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は約99.95ヘクタールでございます。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となりますのが2件、削除する面積は約1,840平方メートルでございます。削除の理由といたしましては、買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除するものでございます。

2ページをお開きください。新旧対照表でございますが、削除する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものでございます。なお、新旧対照表には3件記載されておりますが、番号15の朝日町地区につきましては、摘要欄に記載されておりますとおり、面積精査による変更のため削除を行う区域の件数には入っておりませんので、ご承知おきください。なお、詳細につきましては後ほど説明させていただきます。

下段の「変更概要」でございますが、1の「位置の変更」につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

2の「区域の変更」につきましては、計画図により後ほどご説明いたします。

3の「面積の変更」につきましては、地区数は458件から457件となり、1件の減、府中市全体の生産緑地の面積につきましては約100.14ヘクタールから約99.95ヘクタールとなり、約0.19ヘクタールの減となります。

なお、本件の都市計画変更案につきましては、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、本年3月1日付で、意見のない旨の協議結果通知を受けております。その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年3月13日から3月27日までの2週間の縦覧を行い、同法第17条第2

項の規定に基づき意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。今後につきましては、本審議会の審議を経た後に都市計画変更の告示を行う予定としております。

それでは、変更の詳細につきまして、担当からご説明させていただきます。

【緑化推進係長】 それでは、府中都市計画生産緑地地区の個々の地区につきまして、前方スクリーンによりご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

スクリーンは第1号議案資料の3ページ以降の計画図と同じものを表示しております。計画図の表示は右下の凡例をご覧ください。緑の縦じま部分は既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は削除する区域で、図は上が北となっております。

それでは図面右側をご覧ください。

番号15 地区名 朝日町。先ほどご説明しました、面積のみの変更となりまして、色塗りはございません。

西武多摩川線の東側で、白糸台小学校の北側に位置し、土地所有者において地積更正を行った際に面積錯誤があり、約50平方メートル減となり、面積を約780平方メートルに変更するものです。

続きまして、図面左側、番号27 地区名 紅葉丘。

府中第二中学校の西側で、白糸台北公園の北西側に位置し、平成28年9月30日に、主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部約770平方メートルを削除するものです。

4ページでございます。図面中央をご覧ください。

番号 4 4 6 地区名 四谷。

府中 3・4・3 号線主要地方道 20 号の南側で、四谷西公園の東側に位置し、平成 28 年 7 月 19 日に、主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部約 1,070 平方メートルを削除するものです。

以上が府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。なお、第 1 号議案の封筒の中にございます図面は、都市計画変更に必要な図書「府中都市計画生産緑地地区総括図」でございまして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 議案の説明が終わりました。これより審議に入りたいと存じます。この件につきましてご質問はございませんでしょうか。

【委員】 説明としてはわかりましたが、15 番は、地積を更正して面積精査したら 50 平方メートル減ったということだが、もう少し具体的に、調査をするに至った経緯は何かあるのか。突然その土地だけ寸法を測るということは余りないでしょうから、その経緯を教えてください。

【議長】 どうぞ。

【公園緑地課長】 本件につきましては、もともと生産緑地の指定は公簿で指定をしておるところでございます。その後、ここで分筆をする必要が出てきたところから、地権者の方が測量をかけたところ、実測をしていく中で面積が錯誤ということで出てきたものでございます。

以上でございます。

【議長】 委員、よろしいですか。

【 委員 】 分筆をする必要が出てきたということだが、その一丁目の何番地かのところを、生産緑地として指定されているところを分筆するというに至るには、何がしかの原因があると思うが、どうなのか。細かい話をすると、いずれ正式に図って分筆をして、そこを売ることになれば、また生産緑地の変更という話になる。そのような背景の上でやっていることなのか。そのたびに我々が集まる状況にあるのかどうかというのが、一つ心配なので、そのところをもう少しわかりやすく教えてください。

【 議長 】 答弁をお願いします。

【 公園緑地課長 】 この測量というのは、相続であるとか、全体に地主さんが多く土地を持っていたときに、生産緑地と、あるいはその隣にある宅地や宅地農地などをお持ちのことがございます。そのなかで一部どうしても測量をかけなければいけないという確認が、全体の敷地を現在の測量をかけなければいけないということになっておりますので、近年はこういったケースが何回か出てきているところでございます。今後も、接しているのが宅地や宅地化農地のほうで測量が出てきたとき、あるいは相続などが発生したときには、全体の敷地も実測で測る必要が出てまいりますので、以降、このような件がまた本審議会にご報告することもあると考えております。

以上でございます。

【 議長 】 よろしいですか。

【 委員 】 わかりました。結構です。

【 議長 】 ほかにご質問等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ないようですので、採決をしたいと思います。

第1号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更」について、議案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって第1号議案は可決されました。

では続きまして、日程第2、報告事項(1)「府中都市計画道路の進ちょく状況」について、事務局から報告をお願いします。

【土木課長補佐】 それでは報告(1)「府中都市計画道路の進ちょく状況」につきまして、ご報告いたします。

恐れ入りますが、資料1ページをご覧ください。

1の「施行主体別進ちょく状況」でございますが、国、東京都、府中市全体で37路線、延長7万1,590メートルが都市計画決定されております。完成率につきましては、国施行は国道20号線の1路線で、完成延長は6,730メートル、100パーセントの完成率でございます。東京都施行は11路線で、完成延長は2万5,650メートル、73.8パーセントの完成率でございます。府中市施行は25路線で、完成延長は2万6,533メートル、88パーセントの完成率でございます。

以上、国、東京都、府中市を合わせた37路線の全体完成延長は5万8,913メートル、82.2パーセントの完成率でございます。なお、昨年度からの増減はございません。

続きまして、2の「路線別進ちょく状況」でございますが、資料3ページの「府中都市計画道路進ちょく現況図」において、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料 3 ページをご覧ください。

最初に、東京都施行の主な進ちょく状況でございますが、図面左側、赤色の府中都市計画道路 3・2・2 の 2 号東京八王子線は、新府中街道交差点から西府町四丁目の区間、延長 1,030 メートルにつきましては、平成 23 年 7 月に都市計画事業認可を受け、平成 30 年度までを事業期間とし、現在、用地取得を進めております。用地取得率は、国立都市計画道路分を含み、平成 29 年 3 月末現在、約 93 パーセントとかがっております。また、一部区間において、搬入路工事等を実施するとかがっております。

次に、府中都市計画道路 3・2・2 の 2 号東京八王子線から国立市の桜通りにつながる赤色の府中都市計画道路 3・4・5 号新奥多摩街道線、延長 240 メートルにつきましては、平成 25 年 7 月に都市計画事業認可を受け、平成 31 年度までを事業期間として、現在、用地取得を進めております。用地取得率は、国立都市計画道路分を含み、平成 29 年 3 月末現在、約 58 パーセントとかがっております。

続きまして、府中市施行の主な進ちょく状況でございますが、図面右側、赤色の府中都市計画道路 3・4・16 号府中東小金井線の都道人見街道から北へ市道 1 - 131 号までの区間、延長 744 メートルにつきましては、平成 22 年 4 月に都市計画事業認可を受け事業を進めており、平成 28 年 3 月に平成 31 年度までの 4 年間の事業期間の変更認可を受けました。現在用地取得を鋭意進めており、用地取得率は平成 29 年 4 月末現在、約 96 パーセントとなっております。また、平成 28 年 9 月に沿道にお住いの方を対象に工事説明会を開催し、昨年度に引き続き、今年度に

において、一部区間の下水道、水道管を敷設、無電柱化を図るため電線共同溝工事を実施しています。

次に、同じく赤色の府中都市計画道路 3・4・16 号府中東小金井線の市道 1 - 131 号から北へ東八道路までの区間、延長 411 メートル、及び赤色の府中都市計画道路 3・4・11 号多磨墓地前線、西武多磨川線多磨駅西側の交通広場約 1,800 平方メートルを含み、西へ人見街道及びあんず通りの交差点までの区間、延長 140 メートルにつきましては、2 路線とも平成 28 年 4 月に都市計画事業認可を受け、事業期間は平成 34 年度までの 7 年間でございます。

当該 2 路線につきましては、平成 28 年 5 月に関係権利者を対象に用地説明会を開催し、現在、用地取得を鋭意進めております。用地取得率は平成 29 年 4 月末現在、3・4・16 号が 0 パーセント、3・4・11 号が約 13 パーセントでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。報告が終わりました。この件につきましてご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ないようですので、報告事項(1)につきましては報告了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ありがとうございます。異議なしということで報告了承とさせていただきます。

では続きまして、報告事項(2)「府中都市計画公園・緑地の進ちょく状況」について事務局から報告をお願いします。

【公園緑地課長補佐】「府中都市計画公園・緑地の進ちょく状況」につきましてご報告いたします。

報告事項の2、資料1ページをご覧ください。

表の一番下の合計欄でございますが、現在、都市計画決定している公園・緑地は、平成29年4月1日現在で90カ所、面積は291.56ヘクタールでございます。平成28年度に比べ2.45ヘクタール減少しておりますが、これは都立武蔵野公園の計画決定面積が減少したことによるものでございます。

次に、都市計画決定している公園・緑地のうち供用開始している公園・緑地は、平成29年4月1日現在で87カ所、面積は150.09ヘクタールでございます。平成28年度に比べ増減はございません。

次に、市民1人当たりの公園・緑地の面積ですが、5.82平方メートルでございます。なお、26市の市民1人当たりの公園・緑地面積と比較いたしますと、平成28年4月1日の面積におきましては、府中市の5.84平方メートルに対しまして、26市の1人当たりの面積が5.02平方メートルですので、本市は0.82平方メートル上回っているところでございます。また、東京都全体と比較いたしますと、東京都1人当たりの面積が約3.80平方メートルですので、これにつきましても本市は2.04平方メートル上回っております。今後とも公園・緑地の適切な維持管理と整備に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

【議長】 ありがとうございます。報告事項(2)についてご質問等ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ないようですので、報告(2)について報告了承とさせていただきますたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ありがとうございます。異議がないようですので報告了承とさせていただきます。

続きまして、日程第3「その他」について、事務局から何かございますでしょうか。

【公園緑地係長】 事務局からは4点ご報告させていただきます。

はじめに「府中都市計画生産緑地地区の変更予定」についてご報告させていただきます。

今後、生産緑地地区の削除に伴う変更が予定されるものにつきまして、本日お手元にお配りしております、右上に資料1と入っております「府中都市計画生産緑地地区の変更(削除)予定について」によりご報告させていただきます。

次ページの地図をご覧ください。右下に凡例がございますが、黒丸でお示ししてございます部分が、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出の手続きがあり、現在、生産緑地地区としての制限が解除されている地区でございます。

初めに1ページ、地区名は多磨町地区、場所は府中3・2・2の1東八道路の南側、都立多磨霊園の東側に位置する地区でございます。

続いて2ページ、地区名は緑町地区、場所は府中3・5・17あかしあ通りの西側、三本木公園の南側に位置する地区でございます。

続いて3ページ、地区名は四谷地区、場所は中央自動車道の北側、府中3・4・6くすのき通りの南側に位置する地区でございます。

続いて4ページ、地区名は本宿町地区、場所は国道20号（甲州街道）の北側、本宿町第2地域公園の南側に位置する地区でございます。

この生産緑地地区につきましては、都市計画の削除に伴う変更として、平成29年度秋ごろに開催予定の本審議会に付議する予定でございます。

以上でございます。

【議長】 続けてお願いします。

【公園緑地係長】 続きまして、お手元にお配りしております、右上に資料2と入っております「都市緑地法等の一部を改正する法律（案）」につきまして、ご報告させていただきます。

平成29年2月10日に国土交通省から「都市緑地法等の一部を改正する法律(案)」が閣議決定されたとの発表がございました。この法律改正は、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、市町村が策定する「緑の基本計画」の記載事項の拡充、公園施設の設置又は管理を行うことができる者を公募により決定する制度の創設、農業と調和した良好な住環境を保護するための田園住居地域制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は資料の中段にございます「法案の概要」のとおり、大きく3つの項目に分かれております。

1つ目は左側の青い線で囲まれた部分、「都市公園の再生・活性化」といたしまして、都市公園の占用の許可の対象として、保育所その他の社会福祉施設を追加する、公園施設の設置又は管理に関して、都市公園内でカフェ、レストラン等の収益施設の設置と、その周辺の広場の整備等を一体的に行う民間事業者を公募し選定する制度を創設する、この制度に基づき民間事業者が行う施設整備に関する資金貸付制度を創設する、PFI事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業）として行う公園施設の設置又は管理の期間は、当該選定事業に係る契約期間の範囲内において公園管理者が定める期間とする、都市公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとしてごさいます。

2つ目は中央の緑の線で囲まれた部分、「緑地・広場の創出」といたしまして、民間主体が空き地等を緑化して公開する市民緑地設置管理計画の認定制度を創設する、「緑地管理機構」について、その指定権者を都道府県知事から市町村長に改め、まちづくり会社等を指定することができることとするとともに、その名称を「緑地保全・緑化推進法人」に改めるとするものとしてごさいます。

3つ目は右側のオレンジの線で囲まれた部分、「都市農地の保全・活用」といたしまして、市町村は公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、必要があると認めるときは、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を政令で定める基準に従い条例で別に定めることができるものとして、これは生産緑地地区の一律500平方メートルの面積要件を300平方メートルを下限に引き下げが可能となるものとしてごさいます。

次に、生産緑地地区における設置許可の対象となる施設として、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼす恐れがなく、かつ当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するものを追加するとするもので、これは生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能とするものでございます。

次に、市町村長は生産緑地地区に関する都市計画についての告示日から起算して30年を経過する日（以下「申出基準日」と申しあげます。）が近く到来することとなる生産緑地のうち、当該申出基準日以降においても、その保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを「特定生産緑地」として指定することができる、「特定生産緑地」の指定は申出基準日までに行うものとし、その指定の期限は当該申出基準日から起算して10年を経過する日とするとともに、市町村長は申出基準日から起算して10年を経過する日が近く到来することとなる「特定生産緑地」について、当該日以後においても指定を継続する必要があると認めるときは、その指定の期限を延長することができる、生産緑地の所有者は、「特定生産緑地」に該当すると思料するときは、市町村長に対して「特定生産緑地」として指定することを提案することができる、田園住居地域制度を創設することとし、同地域は農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居環境を保護する用途地域とする、田園住居地域における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に関する制限について定めることができるとするものでございます。

また、下段の緑色の部分、「地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実」といたしまして、「緑地」の定義に農地が含まれることを明確化する、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の記載事項に、都市公園の管理の方針に関する事項及び生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項を追加する以上が法律案の概要でございます。なお、当法律案につきましては、国会での審議を経て、4月28日に可決成立し、本日5月12日公布されました。

この法律改正に伴い、本市においても、条例改正等の関係法令の整備が必要となってまいりますので、国及び東京都から詳細な情報を収集し、本審議会、農業委員会に報告するとともに、市議会での審議に向けて手続を進めてまいります。

以上で報告を終わります。

【議長】 3点目をお願いします。

【都市計画担当主査】 次に、府中都市計画審議会部会の委員名簿につきましてご報告させていただきます。

お手元に配布しております資料3をご覧ください。

本年2月17日開催の本審議会において、「府中市都市計画審議会の部会の設置」について、審議及びご承認をいただいたところですが、4月1日付で「府中市都市計画マスタープラン改定検討部会」を設置し、部会の委員とし7名の方を委嘱いたしました。

なお、6月5日(月)に第1回部会を開催する方向で現在調整しております。

最後に、平成28年度日本都市計画学会賞の受賞決定につきまして、ご報告させていただきます。

お手元に配布しております資料4、表題が「日本都市計画学会

石川賞を受賞」とあります資料をご覧ください。

日本都市計画学会では、都市計画に関し顕著な貢献をしたと認められる研究及び業績を成した者に対し、日本都市計画学会賞を授与しております。

このたび、府中市地域まちづくり条例を活用した大規模土地取引行為及び土地利用構想に対する10年以上にわたる約50件の取り組み実績が評価され、平成28年度日本都市計画学会石川賞の受賞が決定いたしました。大規模土地取引行為及び土地利用構想に関する事項は土地利用景観調整審査会の所管となりますが、本賞は、過去に六本木ヒルズや大手町・丸の内・有楽町地区のまちづくりなどが受賞した都市計画に関する権威のある賞ですので、都市計画審議会委員の皆様にもご報告するものでございます。

受賞名は、「まちづくり条例を活用した大規模土地取引行為・土地利用構想の審査および協議・調整・誘導の先進的な取り組み実績」となります。

受賞理由としては、「府中市地域まちづくり条例を活用した一連の取り組みは、土地取引段階から地域のまちづくりの観点で適切な内容に誘導する仕組として先進的なものであり、まちづくりにおける地方分権の趣旨を実現するとともに、現実の課題に対応する有効な仕組を構築した業績は、先進的、普遍的及び先導性の観点から石川賞に値するもの」と判断されました。

なお、5月26日（金）に東京大学弥生講堂一条ホールにて表彰式が行われます。また、市民周知のため、表彰式後、広報ふちゅうに記事を掲載する予定でございます。

以上で事務局からの報告を終わります。

【議長】 日程第3「その他」で報告事項4点説明をいただきました。大変、ありがとうございました。この件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】 資料2につきまして、大きく2点教えていただきたいと思います。

まず初めに、青いところの部分ですが、保育所等ということで、現在把握されている範囲で、どのような施設の設置が可能なのが教えてください。あと合わせまして、保育所などを設置する場合に基準などが設けられると思いますが、わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

次に大きく2点目として、今度は右側の生産緑地に関する部分ですが、この生産緑地の制度の主な改正の内容について教えてください。それと、この改正について、現在、既に生産緑地があるが、それらに該当するものは自動的に継続されるのかどうか、教えていただきたいと思います。

【議長】 委員から2点ご質問がございました。わかる程度の中でご説明をお願いします。

【公園緑地課長補佐】 ただいまの生産緑地、公園の中の新たな法改正に係るご質問ですが、まず、保育所の設置につきまして、都市緑地法の改正により東京都で行われました説明会などでは、政令を新たに定めまして、この中で具体的な要件を定めていくとの説明がございました。具体的に申し上げますと、学童クラブ、認定こども園、障害福祉サービス事業の利用する施設、また老人デイサービス、老人福祉センター、健康増進施設、このようなものが設置できるということで政令を検討しているということでござ

いました。また、こういったものとは別に自転車駐輪場の規定を新たに政令で規定されて設置できるようになるとの説明を受けているところでございます。

続きまして、保育所などを設置する基準でございますが、同じく国、都からの説明の中で、具体的な内容については、今後公布される政令の中で定めていくとのこと、特に構造的な制限については、これまで都市緑地法の中では、建築物等について２パーセント、それも公園の事業に供するものということで限定されておりましたが、このような保育所等も多面的な利用を図るという目的で、建ぺい率につきましては、それまでの２パーセントから３０パーセントということで、かなり大きなものもつくれるということで緩和されることになりまして、あと容積率につきましても、５０パーセントというところで基準を定める予定であるということでお話がありました。このあとにつきまして、建物の用途、建ぺい率から考えますと、かなり大規模な公園で設置をするという想定がされるということではないかと思えます。

また、本市の総合計画や、それぞれの個別計画の必要性も鑑みながら今後公園の中の保育所等の設置につきましては、関係機関、また議会等ともご相談をさせていただきながら進めたいと考えているところでございます。

続きまして、生産緑地の制度の主な改正内容ですが、先ほどもご説明させていただいたところでございますが、現在一律５００平方メートルということの要件を定めていますが、下限を３００平方メートルとするということが新たに定められましたので、今後につきましては、新たに市の条例を定めまして、下限の面積を

決めるということで進めていく予定でございます。

最後に、生産緑地の更新ということでございますが、期限を迎えるに当たりまして、現在の生産緑地の指定について、これまでの生産緑地という名称から新たに特定生産緑地という名称に変わります。こういった指定を行う際につきましては、農地など利害関係人の同意を得た上で、また当該都市計画審議会でご意見をお聞きしながら、特定生産緑地の公示を行って指定をしていくということでございます。したがって、生産緑地が自動的に更新されるというのではなく、更新に当たりましては、継続するかどうか地権者の要件、同意というものの判断を得た中で、新たに指定していくということでございます。

以上でございます。

【 委員 】 それぞれありがとうございます。

まず初めの保育所等のことでございますが、今のお話からしますと、かなり市民の皆様にとってニーズが、そのサービスを受ける方々にしてみたら、すごく関心のある施設なのかなと思います。地域性や市民ニーズ、そういったさまざまな団体等の声に耳を傾けながら、前向きに進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。こちらは特に再質問はございません。

次の生産緑地の関係ですが、概要はわかりました。少し再質問させていただきたいと思います。

今回の法改正を受けまして、今後の進め方、どういう形で予定されているのか教えてください。それと合わせまして、農家への対応をどのように考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思います。以上2点、よろしく願いいたします。

【議長】 再質問2点ございましたので、お答え願います。

【公園緑地課長補佐】 生産緑地の今後の進め方ということでございますが、今後、生産緑地法の改正を受けまして、農業委員会の陳情、要請行動もございますので、こういった指定要件の緩和に向けまして、農業委員会及び当該計画審議会のご意見をうかがいながら、生産緑地の面積の要件ということで、新たな条例の制定を視野に入れながら、協議、検討してまいりたいというふうなスケジュール感を持っているところでございます。

次に、新たな制度を受けて農家への対応ということでございますが、本日付で生産緑地の法令が公布されています。こういった中で改正された法律に従いまして、こちらについても政令が公布されるかと思えます。また、国や都から市町村に係る標準条例というものも今後示されるのではないかと考えているところでございますので、東京都からの説明会の中で、その内容を精査しながら農業委員会などとも協議し、農家の方々への対応も進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

【委員】 それぞれありがとうございます。今回の法改正を受けて、関連する機関には影響がありそうですので、そちらにはしっかりと説明した中で丁寧に進めていただければと思います。

また、農家の方々も当然この法改正を受けて影響する農家さんも出て来るわけでございますので、そちらの農家に対しましても、丁寧な対応をしていただければと思いますので、ご要望申し上げて質問を終わらせていただきます。

【議長】 ほかに。 委員。

【 委員 】 今の質問に関連します。今回、農業委員会が7月に改正されて、今までのように農業従事者ではなく、一般市民並びにその学識経験者等々が、今までと違ったメンバーになるということで、法律も改正されましたが、それと今回の改正案との関連、それから府中市の対応を聞かせてください。

【 農業委員会事務局長 】 今回、農業委員会に関する法律でございますが、本市におきましては、7月19日まで現在の農業委員で委員会を開催させていただいております。7月20日以降は新しく選任されたメンバーの方々に農業委員会を開催させていただくこととなります。定数でございますが、定数につきましては、現行20名で、次回の農業委員におきましても20名ということになっております。

生産緑地法との兼ね合いですが、農業委員会に関する法律と生産緑地に関係する部分については、特にリンクしていることはございませんので、農業委員会委員に関する法律、生産緑地法に関する法律ということで対応させていただいております。

以上でございます。

【 公園緑地課長 】 今回の法改正について、農業委員会との連携という形になるかと思えますけれども、本日お示しをしております生産緑地の削除等々があるときもそうでございますが、農業委員会のほうに公園緑地課も出席してまいりまして、その中をきちっと精査をさせていただいているところでございます。

今回は大きく生産緑地の制度が変わってまいりますので、引き続き農業委員会のほうにも我々が出向きまして、いろいろ細かいところを含めて、農家の方と連携するところが多々出て来るかと

思いますので、そのようなことについては丁寧に今後とも対応を
してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【 委員 】 今回、農業委員会のほうには議会からの選出委員は
出ないということになるので、いわゆる情報提供等々もあると思
いますし、都市計画審議会そのものの重要性というのは、我々に
っては非常に重要なことであると認識したいと思います。

以上で、結構です。

【議長】 どうぞ。

【 委員 】 私からも1件お聞きいたします。

同じく資料2の都市緑地法等の一部を改正する法律(案)とい
うことで、国の法律、そしてまた都市部にとっては非常に各都市
の課題解決の一つになるのではないかなというふうに思います。
実際に農業委員の話であるとか緑地の話、農地の話がありました
が、今回、都市公園、それから緑地広場、そして都市農地という
ことで、こういった全体の一つの課題解決の中で、実際にこの府
中市で抱えている課題を当てはめたときに、どういったところが
改善されていくのかを、恐らくこれから精査されていくのだと思
いますが、特に代表的なもの、思いつくものがあれば、教えてい
ただきたいと思います。よろしくお願いします。

【議長】 委員からの質問、お願いします。

【公園緑地課長】 今回の都市緑地法等の一部改正につきましては、
多岐にわたるいろいろな法案が入っているところでございます。
特に都市緑地法につきましては、先ほど来、お話がございませ
うな、保育所あるいはいろいろな老人福祉施設であるとか、自転

車置き場であるとか、今まで都市における、特に都市部における課題、こういったところに直面しているようなものがメニューに入っているところでございます。このようなことから、今精査をしております総合計画であるとか、あるいは今見直しをかけ始めております緑の基本計画であるとか、こういったところともよく連携をしながら、今後の府中市のまちづくりのあり方を踏まえ、た上で関係課とも連携をしてまいりたいと考えています。

また、生産緑地法につきましては、今後も農業委員会ともいろいろ連携をして協議をさせていただきますが、今現在500平方メートル以上ということになっておりますが、これをどこまで下げていくかということも非常に大きな課題かと思っております。今までこの本審議会でお諮りしている中で、例えばでございますけれども、500平方メートルの、600平方メートルでも700平方メートルでもいいのですが、その中の一部の生産緑地を削除するというケースが何回かあったかと思えます。このようなときに、道連れ削除ということで、残る200平方メートルとか300平方メートル、500平方メートルに満たないものが自動的に生産緑地から削除されていたものが、場合によっては、今回のこの面積をどうするかということによって、そのまま生産緑地として継続することが可能ということになりますので、その面積を幾つにするかというのは農業委員会さんのほうともよくご協議をさせていただいて、本審議会、また議会のほうにもお諮りした中で、ご相談をさせていただければというふうに考えています。

以上でございます。

【議長】 委員、どうぞ。

【 委員 】 ありがとうございます。生産緑地の件、それから都市公園へのさまざまな都市的な利用といったところが府中市としても課題を抱えている、そこへの歯どめになっているというような大まかな方向性をお聞きしました。

今の答弁の中になかったのですが、私、一つ気になっているのが、例えば、府中市は非常に公園が多いかと思うのですが、その中で借地公園、要するに市民の方からお借りをして公園として使わせていただいているところが相当数あるかと思います。これが今後相続等で、要するに公園でなくなってしまうというようなことも今後懸念され、これも府中市の一つの課題だと私は捉えていますが、今回の法律案等に照らし合わせたときに、何か歯どめになるような、何かきっかけだとか、そういったものというのはあるのかどうか、それを教えていただければと思います。

【議長】 お願いします。

【公園緑地課長】 あくまでも今回の法改正というのは都市緑地法でございます、借地公園も都市公園法の網をかけているところでございます。したがって、法律だけを捉えますと、この法律案の中に全部入って来るものでございます。今後、まちの課題、あるいは地域の特性であるとか、今の総合計画を照らした中で、今後まちの課題をどのように進めていくかというところは、関係課ともよく連携をしていきたいと考えています。

以上です。

【議長】 よろしいですか。

【 委員 】 結構です。

【議長】 ほかにご質問は、どうぞ。

【 委員 】 市民の 1 人として、資料 4 を拝見しまして、本当におめでとうございます。

私は旧岩崎邸庭園のボランティアガイドを 16 年やっているのですがけれども、岩崎彌太郎、久弥のご縁で、大手町、丸の内、有楽町地域のまちづくりのこの受賞のことを以前から存じあげております。それで講演会にうかがいました。それを受賞するまでの大変な努力と、周りの方々のご協力をいただいて、この受賞があったということを、講演会だったのですがけれども、たまたま知り合いがその報告をされていたのですが、府中市が、このような賞を取られたということは、本当に見事なことだと思います。計画課長の楠本様をはじめ市役所の皆様のご尽力と、市民の皆様のご協力と市議会議員の方々のお力添えとか、たくさんいろんな方のご協力があったことと思います。今日はこれを拝見したので一言申し上げたかったところです。おめでとうございます。

【議長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ないようですので、報告了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ありがとうございます。

本日の日程は以上でございます。

先ほど 委員のほうからご発言がございましたが、この石川賞、府中市の都市計画や都市整備に関わる長年のご苦勞が報われたのではないかと思います。このことにつきまして、これに関わった府中市もそうですし、多くの皆様のご努力の積み重ねの結

果だと思えます。心からお喜び申しあげます。

府中市では、中心市街地の活性化の中でまちづくりをこれから始めるところでございますが、これも含めて、ぜひともこれを契機に府中市のまちづくり、その成果を発信していただければとよろしいのではないかと思います。

長時間、貴重なお時間をいただきまして、本日の府中市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 3 時 5 5 分 閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員